



議案第 三十一 号

第二次農業構造改善事業若本地区母場整備事業計画について

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律
第九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十三年三月十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾三年三月廿三日 原案可決

三朝町議會議長 牧田 稔

記

- 一 事業の名称及び工事名 第二次農業構造改善事業
岩本地区ほ場整備工事
- 二 施行場所 東伯郡三朝町大字西小鹿・高橋及び西尾地内
- 三 工事の概要 整地面積一〇〇ヘクタール 平均区画「一五」アール
- 四 事業費 九〇〇〇〇〇〇円
- 五 事業の実施方法 請負
- 六 工事の時期 昭和五十三年度